

# 国民年金保険料の 免除申請を忘れずに

保険料を  
納められないときは

平成25年4月分から平成26年3月分までの国民年金保険料(以下「保険料」といいます)は、月額1万5040円です。  
経済的な事情や災害などにより、保険料を納めることが困難な人のために、申請により保険料の納付が「免除」または「猶予」される制度があります。

## 保険料の免除制度

本人、本人の配偶者、世帯主のいずれも前年の所得が一定基準以下の場合、申請により全額免除、4分の3免除、半額(2分の1)免除、4分の1免除が適用されます。また、免除の所得基準を超えていても、退職(失業)などにより納付が困難な人は、特例で免除を受けられる場合があります。

## 若年者納付猶予制度

同居している世帯主の所得にかかわらず、本人、本人の配偶者の所得が一定基準以下の20歳以上30歳未満の人は、申請により保険料の納付が猶予されます。

## 学生納付特例制度

本人の所得が一定基準以下の学生は、申請により保険料の納付が猶予されます。

## 申請の受付期間

▼保険料の免除制度および若年者納付猶予制度  
平成24年度分(平成24年7月分から平成25年6月分まで)の申請期限は7月31日です。また、平成25年度分(平成25年7月分から平成

26年6月分まで)の申請も受け付けています。  
▼学生納付特例制度  
平成25年度分(平成25年4月分から平成26年3月分まで)の申請は、4月1日より受け付けています。

## 追納を 利用しましょう

保険料の免除や納付猶予を受けた期間は、年金を受け取るための受給資格期間に算入されますが、受け取る年金額は全額納付したときに比べ減額になります。

ただし、免除や猶予の承認を受けた期間の保険料は、10年以内の期間ならば、追納(さかのぼって納付)することができます。この制度を利用すれば将来満額の年金を受け取ることができま

す。 ※過去3年度より前の保険料を追納する場合は、当時の保険料のほかに一定の加算額が生じます

## 保険料を 忘れずに納めましょう

国民年金は、20歳から60歳まで



の全ての人が加入し、世代を超えて支え合う制度です。また、保険料の免除や猶予を受けず、保険料が未納の状態でも、障がいや死亡といった不慮の事態が発生すると、障がい基礎年金や遺族基礎年金を受給できない場合があります。  
免除制度などを上手に活用し、保険料を納めましょう。

## 【問い合わせ・申請】

- 本庁国保医療課 (☎24・2111内線263)
- 各総合支所国保ことも係 (大迫☎48・2111内線14、2、石鳥谷☎45・2111内線228、東和☎42・2111内線221)
- 花巻年金事務所 (☎23・3351)

## 特定外来生物(アレチウリ)の駆除にご協力を



(写真①)アレチウリ  
(写真②)オオハンゴンソウ

市内各地で外来生物のアレチウリやオオハンゴンソウの繁茂が進み、在来植物の生育などに影響を与えています。

特にアレチウリは、その場所にもともと生えていた植物に覆いかぶさって枯らしたり、弱らせたりします。その結果、その植物と共生している昆虫や動物などにも影響が出る可能性があります。アレチウリは北米原産で、ウ

リ科の一年生草本です。5月ごろから10月ごろまで芽生えの時期があり、花は8月下旬から咲き始め、10月まで続きます。9月下旬には果実が熟し始め、種子を付け、冬には枯れます。庭などで見掛けたら駆除にご協力ください。駆除のポイント

- ▽種子を付ける前に抜き取る
- ▽小さいうちに抜き取る
- ▽1年に数回抜き取る
- ▽アレチウリが現れなくなるまで数年間続ける

## ※特定外来生物とは

人間の活動により、他の地域から持ち込まれた生物(外来生物)のうち、その地域の自然環境に大きな影響を与えたり、農作物に被害を与えたりするもので、「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」により指定されているものです。

## 【問い合わせ】

本庁生活環境課(☎24・2111内線265)

## 小学生の医療費を助成します

子育て環境の充実を図るため、小学校就学前の児童に対して行っている「乳幼児医療費助成事業」に加え、小学生を対象とした「小学生医療費助成事業」を10月1日から開始します。

## ■対象者

市内に住所を有する小学生(6歳に達する日以後の最初の4月1日から12歳に達する日以後の最初の3月31日まで)。

※重度心身障害者医療費やひとり親家庭医療費の助成制度、生活保護など、他に助成を受けている方は除きます

## ■所得制限

保護者の方の所得が、左記の表の限度額を超えている場合は助成の対象外となります(乳幼児医療

## ■扶養親族等の数と所得 限度額

扶養親族等の数	所得額限度
0人	2,720千円
1人	3,100千円
2人	3,480千円
3人	3,860千円

以下、扶養親族等の数が1人増えるごとに380千円が増額

費助成制度と同じ基準です)。

## ■助成内容

医療機関などに支払った医療費の一部負担金について、後日、助成(登録口座に振り込み)する事業です。入院時食事代、文書料、予防接種、健康診断などの医療保険の対象とならない費用は除きます。助成する金額は次のとおりです。

▽医療費の一部負担金から、医療機関ごとひと月につき、入院外1500円、入院5000円を控除した額

▽保護者の方が市民税非課税である場合は、医療費の一部負担金全額

## ■申請手続き

助成を受けるためには、小学生医療費受給者証の交付申請が必要です。申請書と返信用封筒を、8月初旬に保護者の方に送付します。必要事項を記載のうえ、申請書を提出してください。

## 【問い合わせ】

本庁国保医療課(☎24・2111内線533・534)